

W i n n y 等ファイル共有ソフトを用いた
著作権侵害問題とその対応策について

平成19年度総合セキュリティ対策会議 報告書

総合セキュリティ対策会議

はじめに

近年目覚ましい発展を遂げている情報通信ネットワーク、とりわけインターネットは、私たちの生活の利便性を向上させるとどまらず、社会・経済活動の根幹を支える重大なシステムとして機能するに至っている。その一方で、サイバー犯罪の増加、インターネット上の違法・有害情報の氾濫、コンピュータ・ウイルスの蔓延が社会問題となるとともに、サイバー空間に対する国民の不安感も急速に高まっており、今、正に官民が連携してより効果的な情報セキュリティ対策を検討・実施すべき時期を迎えている。

「総合セキュリティ対策会議」は、情報セキュリティに関する産業界等と政府機関との連携の在り方、特に警察との連携の在り方について意見交換を行うことを目的として、平成 13 年度以降開催されているものである。当会議においては、情報セキュリティに関する有識者にとどまらず、電気通信事業、コンテンツ事業、コンピュータ製造・販売業、ソフトウェア産業等の各種事業に関する知見を有する方々、さらには、法曹界、教育界、防犯団体の方々という広い分野の有識者により、幅広い意見交換が活発に行われており、平成 13 年度以降、毎年度さまざまな内容の報告書を取りまとめてきた。そして、こうした意見交換の結果は、例えば、平成 17 年 10 月の通信事業者及び警察におけるインターネット上の自殺予告事案への対応要領の策定や、平成 18 年 6 月のインターネット・ホットラインセンターの運営開始といった施策に結び付いている。

本年度は、昨今問題化している Winny 等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害問題を取り上げ、広報啓発を含めた広範な対応策等について議論を行った。各委員には、それぞれが属する企業・組織における知見を背景としつつも、個人としての立場で自由に議論に参加していただいたものである。本報告書は、これらの議論の結果を取りまとめたものであり、今後の情報セキュリティの向上及び安全・安心なインターネット社会の発展の一助となれば幸いである。

平成 20 年 3 月

総合セキュリティ対策会議委員長

前田 雅英

総合セキュリティ対策会議の目的

昨今の官民を挙げた取組みにより、情報技術の急速な進展や高度情報通信ネットワーク社会が実現されつつあり、市民生活や社会・経済活動のあらゆる分野において、情報技術及び情報通信ネットワークが活用されるようになっている。

特に、インターネットの活用による生活の利便性の向上や電子商取引の発展等、高度情報通信ネットワーク社会の光の部分が拡大する一方、これに比例するように、サイバー犯罪が年々増加するなど、その陰の部分ともいべき、情報セキュリティに対する脅威も増大しつつある。情報通信ネットワークの安全性及び信頼性を確保し、国民がこれを安心して利用することができるようにすることは、高度情報通信ネットワーク社会の形成にとって不可欠な条件であり、情報セキュリティの確保は喫緊の課題となっている。

情報セキュリティについては、①サイバー犯罪に代表される情報セキュリティに対する脅威の舞台であるインターネット等の情報通信ネットワークが社会・経済活動の根幹を担う存在であり、産業界等が発展させてきたものであること、②情報セキュリティに対する脅威に的確に対処するためには急速に発展している高度な技術の活用が必要であること等から、ネットワークに関わる広範な層の協力によってこそ確保されるものであると言える。

それゆえ、情報セキュリティに関する警察の活動も、産業界を始めとする多くの関係者・関係機関との連携が必要不可欠である。情報セキュリティに関する産業界等と警察との連携については、都道府県レベルでは「プロバイダ等連絡協議会」等を通じた各種の取組みがなされていたものの、国レベルではかかる広範な官民連携の場が設けられていなかったところ、平成13年5月に東京で開催されたG8ハイテク犯罪対策・官民合同ハイレベル会合（東京会合）においては、産業界等と法執行機関との連携を各国内でも議論することの重要性が改めて確認された。

総合セキュリティ対策会議は、こうした状況を受けて、情報セキュリティに知見を有する各界の有識者による意見交換の場として開催に至ったものであり、当会議における議論が産業界等と警察による情報セキュリティ対策の参考となることを期待するものである。

【これまでの議題】

- 平成13年度 情報セキュリティ対策における連携の推進
- 平成14年度 情報セキュリティに関する脅威の実態把握・分析
- 平成15年度 官民における情報セキュリティ関連情報の共有の在り方
- 平成16年度 インターネットの一般利用者の保護及び知的財産権侵害に関する官民連携の在り方
- 平成17年度 インターネット上の違法・有害情報への対応における官民の連携の在り方
- 平成18年度 インターネット・ホットラインセンターの運営の在り方及びインターネットカフェ等における匿名性その他の問題と対策

平成19年度総合セキュリティ対策会議委員名簿

前田 雅英 (委員長)	首都大学東京 都市教養学部長
荒木 浩一	(株)NTTドコモ モバイル社会研究所 副所長
稲垣 隆一	弁護士
江口 研一	KDDI (株) 渉外・広報本部 渉外部 担当部長 ((社)電気通信事業者協会消費者支援委員会 委員長)
小田 啓二	特定非営利活動法人日本ガーディアン・エンジェルズ 理事長
加藤 秀次	(社)日本PTA全国協議会 副会長
加藤 雄一	ニフティ (株) 技術顧問
久保田 裕	(社)コンピュータソフトウェア著作権協会 (ACCS) 専務理事・事務局長
桑子 博行	(社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会 委員長 (AT&Tジャパン (株) 通信渉外部長)
国分 明男	(財)インターネット協会 副理事長
後藤 健郎	不正商品対策協議会(ACA) 事務局長 ((社)日本映像ソフト協会(JVA) 理事・事務局長)
金野 志保	明治大学法科大学院 特任教授 弁護士

- 菅原 瑞夫 (社) 日本音楽著作権協会 (JASRAC) 常務理事
- 杉浦 昌 日本電気 (株) IT 戦略部セキュリティ技術センター
シニアマネージャー
- 田中 芳夫 マイクロソフト (株) 最高技術顧問
(青山学院大学大学院 客員教授)
- 寺澤 慎祐 サン・マイクロシステムズ (株)
政策推進営業本部 インダストリー営業開発部 統括部長
- 西村 達之 セコムトラストシステムズ (株) 代表取締役副社長
- 廣川 信彦 (社) 日本クレジット産業協会 専務理事
- 別所 直哉 ヤフー (株) CCO 兼法務部長
- 安田 浩 東京電機大学 教授
- 吉川 誠司 WEB110 代表

(敬称略・50音順)

(オブザーバ)
内閣官房
総務省
法務省
外務省
文化庁
経済産業省

事務局：警察庁生活安全局情報技術犯罪対策課

目次

本編

はじめに	1
総合セキュリティ対策会議の目的	2
平成 19 年度総合セキュリティ対策会議委員名簿	3
目次	5
Winny 等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害問題とその対応策について	7
第 1 章 本テーマの選定背景	7
1. 概観	7
2. Winny 等ファイル共有ソフトによる著作権侵害以外の問題点に対する 検討	8
(1) 情報流出問題	8
(2) 通信帯域の占有	8
3. 他のインターネット上の著作権侵害	9
第 2 章 Winny 等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害の実態等	10
1. Winny 等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害の主な態様	10
2. 著作権団体等における被害実態等	12
3. 通信トラフィックの実態	13
第 3 章 対応策	15
1. 著作権侵害事犯への対処	15
(1) 著作権侵害事犯への対処方法	15
(2) 必要となる措置	16
2. 協議会の設置	17
(1) 協議会の設置の必要性	17
(2) 協議会の活動内容等	17
3. 国民への広報啓発	17
4. 対応策全体のイメージ	18

資料編

1. 平成 19 年中のサイバー犯罪の検挙状況等について	1
2. 平成 19 年中の不正アクセス行為の発生状況等の公表について	3
3. 平成 19 年中のいわゆる出会い系サイトに関係した事件の検挙状況について	5
4. 平成 19 年中のインターネット上の自殺予告事案への対応について	6
5. 平成 19 年中の「インターネット・ホットラインセンター」の運用状況について	7
○ 委員発表資料	
◇ Winny の仕組みについて	9
◇ Winny 等のファイル共有ソフトに係わる著作権侵害について	20
・ Winny 等のファイル共有ソフトに係わる著作権侵害について	20
・ ファイル交換ソフト利用実態調査報告書（抜粋）	21
・ 無許諾流通コンテンツ実態調査	28
・ ファイル共有ソフトへの対応	30
◇ インターネット上の著作権侵害問題について	32
・ インターネット上の著作権侵害問題について（ISP の立場から）	32
・ ISP における P2P 型ファイル共有ソフトの利用状況	37

Winny 等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害問題とその対応策について

第 1 章 本テーマの選定背景

1. 概観

近年、インターネットのブロードバンド化が急速に進んだことに伴い、インターネットを通じて音楽や映像等の大容量データを多数のユーザ間で共有する Winny 等ファイル共有ソフト^(注1)も急速に普及しており、著作権団体等による調査結果によれば、Winny 等ファイル共有ソフトの利用者は 176 万人と推計されている。

- ファイル共有ソフト利用者（推計） 約 176 万人（※）
- （内訳）① Winny 約 58 万人、② WinMX 約 43 万人
③ Limewire 約 35 万人、④ Share 約 21 万人
⑤ Cabos 約 18 万人 など

※ H18.7 コンピュータソフトウェア著作権協会等がインターネット上で行ったアンケート調査結果からの推計。（有効回答 18,596 人、一人で 2 種類まで利用するソフトを回答）

他方、Winny 等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害が横行しているという実態があり、相当規模の被害が生じているとの推計もある。また、Winny 等ファイル共有ソフトの利用は、著作権侵害以外にも、利用者による多くの通信帯域の占有という事態も招来している。

著作権侵害が犯罪である以上、警察がこれを取り締まっていくことは当然であるが、被害を防止するという観点からは、関係者が連携してそれぞれが採り得る対策を講じることが極めて重要である。

そこで、当会議では、官民が連携して講じ得る施策について検討することとし、中でも強制手段を採り得ない民間部門が、いかに侵害（発信）者を特定し、対策を講じるかという仕組みについて検討を進めることとした。その際、Winny 等ファイル共有ソフトを用いてファイルを公開している者の IP アドレスを特定するツール等の研究開発も進められていることから、このような新たな技術の活用をも視野に入れつつ検討することとして、議論を行ってきた。

(注1) Winny を始めとするファイル共有ソフトは、基本的にデータの送信と受信の両機能を備え、ネットワーク上で相互にバケツリレー式にデータをやり取りする P2P 方式をとっている。例えば、Winny を用いてファイル等をダウンロードした場合、同ファイル等は自動的に送信可能な状態になる仕様であるため、ダウンロードしただけで著作権侵害になる場合がある。

なお、Winny 等ファイル共有ソフトに用いられている P2P 技術^(注2) 自体は、インターネット電話にも用いられるなど有用性があり、発展可能性のある技術である。当会議では、あくまでも、著作物をダウンロードした場合、著作権を侵害して犯罪を構成する形での Winny 等ファイル共有ソフトの設計や、そのような Winny 等ファイル共有ソフトの仕組みを知りながら、違法な形態で当該ソフトを利用する行為自体に問題があるということを前提にして議論を進めた。

2. Winny 等ファイル共有ソフトによる著作権侵害以外の問題点に対する検討

Winny 等ファイル共有ソフトを利用した場合に起こり得る問題としては、著作権侵害問題の他、コンピュータ・ウイルスに感染することによって生じる情報流出及び利用者による多くの通信帯域の占有が挙げられるが、当会議では次の理由から、著作権侵害問題に焦点を当てて議論することとした。

(1) 情報流出問題

Winny 等ファイル共有ソフトを通じた情報流出問題は、Winny 等ファイル共有ソフトを導入したコンピュータがコンピュータ・ウイルスに感染することにより、当該コンピュータに保存されている情報が Winny 等ファイル共有ソフトを通じて意図せずに公開され、ネットワーク上に流出していく問題であり、官民を問わず、機密情報、業務情報、個人情報、捜査情報等の流出事故が発生し、社会的な問題となっている。

しかし、議論の結果、Winny 等ファイル共有ソフトによる情報流出問題については、著作権侵害に劣らず大きな問題ではあるが、その解決策はデータ及びコンピュータの管理方法に依存し、著作権侵害問題と同時に議論することにはなじまないことから、当会議では、あくまでも Winny 等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害問題に焦点を当てて議論を進めることとした。

(2) 通信帯域の占有

Winny 等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害が横行する中、Winny 等ファイル共有ソフトを利用するヘビーユーザーが帯域を多く占有し、一部において、インターネットの使い勝手に影響を与えているという実態があるが、これについては、議論の結果、「コスト負担の公平性」の観点等から帯域制御等の方策が検討されるべきであるとされ、現に事業者団体において検討が行われている。

(注2) ネットワーク上のデータの送受信に関する技術の一つで、サーバの仲介を前提とせず、パソコン等の端末間で直接データ等のやり取りが可能な技術。

3. 他のインターネット上の著作権侵害

現在、問題となっている主なインターネット上での著作権侵害の形態としては、①Winny 等ファイル共有ソフトを用いたもの、②ウェブサイト（音楽配信サイトやファイルアップローダを含む。）を用いたものの二つが挙げられる。著作権保護の観点からは、それぞれが大きな問題であるが、議論の結果、

- ウェブサイトを用いた著作権侵害の場合はサイトの特定が容易で、削除による対応も可能であるが、Winny 等ファイル共有ソフトの場合はファイル公開端末が多数に及ぶ上、一旦ネットワーク上に公開されると回収が困難という特徴があること
- 全てをテーマに据えるのは時間的制約から難しく、優先順位を付ける必要があること

から、当会議では Winny 等ファイル共有ソフトの問題に焦点を当てて議論を進めることとした。

なお、ウェブサイトを用いた著作権侵害の問題については、後述する協議会における課題の一つとして検討していくことも考えられる。

第 2 章 Winny 等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害の実態等

1. Winny 等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害の主な態様

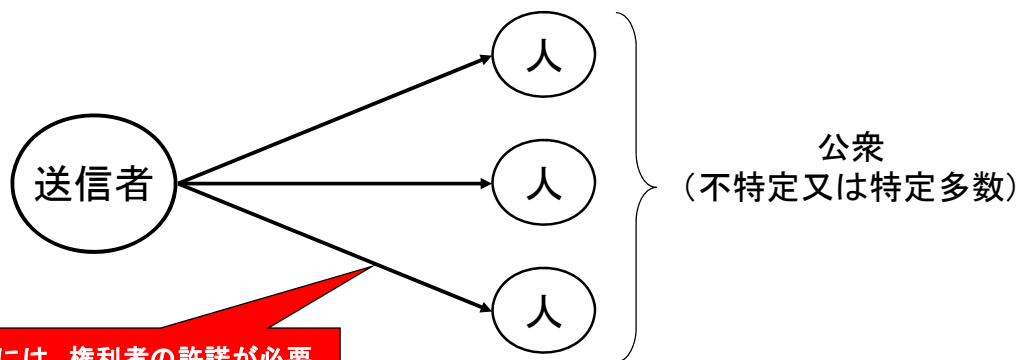
著作権は、著作物の公表権、複製権、貸与権、譲渡権、公衆送信権等の様々な権利を含んでいるが、インターネット上での著作権侵害、特に Winny 等ファイル共有ソフトを用いた場合には、主に、公衆送信権（送信可能化権を含む。）、複製権等が侵害されることとなる。

ア 公衆送信権（送信可能化権を含む。）

◆ 「公衆送信権」は、従来からあった「放送権(有線放送を含む)」、「有線放送権」など送信に関わる権利を整理・統合したもので、平成9年度の法改正で導入。

公衆送信とは、公衆によって直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信(電気通信設備で、その一部の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(その構内が二以上の者の占有に属している場合には、同一の者の占有に属する区域内)にあるものによる送信(プログラムの著作物の送信を除く。)を除く。)を行うことをいう(著作権法第2条第1項第7号の2)。

公衆送信権とは、公衆(不特定又は特定多数の者)によって直接受信されることを目的として無線通信(放送を含む)又は有線電気通信の送信(有線放送を含む)を無許諾で行われない権利(著作権法第 23 条)。



送信には、権利者の許諾が必要

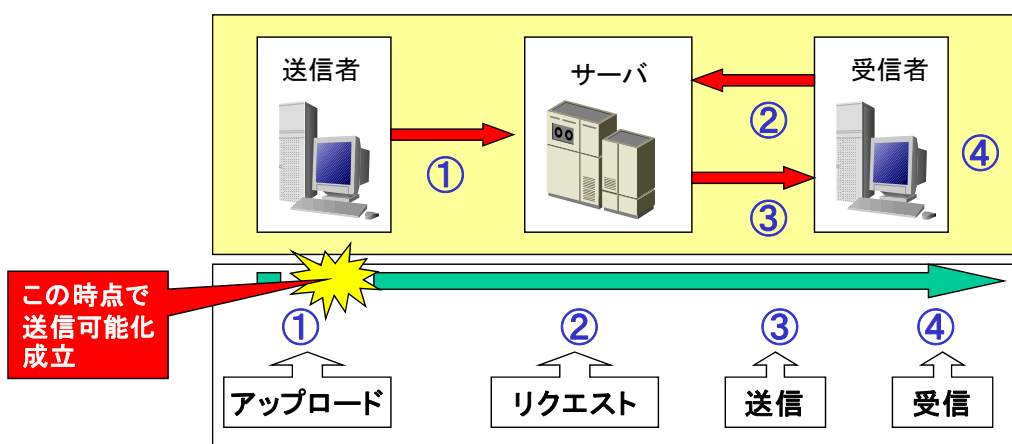
◆ 「公衆送信」には次の4つのタイプの送信が考えられる

- ① 自動公衆送信・・・インターネットに著作物を掲載する等して、公衆からの求めに応じて自動的に行う送信
- ② 放送・・・テレビ放送やラジオ放送など、公衆に同一の内容を同時に受信させる目的で行う無線による送信
- ③ 有線放送・・・CATV放送や有線音楽放送など、公衆に同一の内容を同時に受信させる目的で行う有線電気通信による送信
- ④ その他・・・電話で申込みを受け手動でFAX送信する場合など公衆からの求めに応じて自動的以外の方法で行う送信

送信可能化とは、自動公衆送信の場合に送信行為の前段階である、著作物を端末からアクセスできる状態にすること。

著作隣接権者として、実演家(著作権法第 92 条の2)、レコード制作者(著作権法第 96 条の2)、放送事業者(著作権法第 99 条の2)、有線放送事業者(著作権法第 100 条の4)は、その実演、レコード、放送等について無断で送信可能化されない権利を専有する。

これらの権利により、インターネットのホームページに著作物が無断で掲載されていることが確認できれば、実際に送信が行われたことを確認しなくても侵害が成立する。



例えば、Winny を用いてデータをダウンロードした場合、通常、ダウンロードされたデータが自動的に送信可能な状態になるものであるから、ダウンロードした時点で当該データをインターネット上で送信可能な状態に置くこととなり、権利者の許諾を得ている場合等を除き、公衆送信権又は送信可能化権を侵害し、著作権法違反の疑いがある。

イ 複製権

複製権とは、手写、印刷、写真、複写、録音、録画等の方法により、著作物を有形的に複製することについて、他人に勝手にされない権利(著作権法第 21 条)。

- ◆ 「複製」とは、一定の媒体上に同一性をもって著作物が複製される状態のこと。
具体的には、小説を印刷して本にする、絵を模写する、音楽を録音する、テレビ番組を録画する、新聞記事をコピーする、コンピュータソフトウェアをCD-Rに複製するなど。
- ◆ 私的使用のための複製(著作権法第30条)
個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には、その使用する者が著作権者の許諾なしに複製することができる。
 - ▼ 私的使用として、講義や講演の筆記、音楽の家庭内録音、小グループで演奏練習のための写譜などが例としてあげられる。
 - ▼ 会社等の団体内での業務上に利用するための複製は認められない。

著作権が設定されているファイル等を、インターネット経由で著作権者の許諾を得ずにダウンロードする行為は、個人又は家庭内等限られた範囲内で使用する限り、私的使用目的の複製に該当し、著作権又は著作隣接権の侵害には当たらないが、ダウンロードした複製物を私的使用の目的以外に使用した場合には、複製権を侵害することとなる。

例えば、Winny を用いてデータをダウンロードした場合、通常、ダウンロードされたデータが自動的に送信可能な状態になるものであるから、かかる仕組みを認識した上でのダウンロード行為は私的使用目的外の使用となり得、複製権を侵害し、著作権法違反の疑いがある。

2. 著作権団体等における被害実態等

著作権団体等がインターネット上で行ったアンケート調査結果によれば、Winny 等ファイル共有ソフトの総利用者は約 608 万人（過去利用者を含む。）と推計されており、同利用者が Winny 等ファイル共有ソフトを用いてダウンロードしたファイルのうち、著作権等の権利の対象で、かつ、権利者の許諾がないと推計されるファイルが占める割合は、音楽ファイルでは 91.1%、映像ファイルでは 86.2%、ソフトウェアでは 58.2%に上っており、Winny 等ファイル共有ソフトを利用した著作権侵害が横行し、相当規模の被害が生じているとみられる^(注3)。

種類	総数	WinMX	Winny	Share	Limewire	Cabos	BitTorrent	その他
現在利用者 (推計)	約175.5万人	約43万人	約58万人	約21万人	約35万人	約18万人	約12万人	約12万人
過去利用者 (推計)	約432.7万人	約241万人	約222万人	約45万人	約52万人	約23万人	約26万人	約47万人

(H18.7 社団法人 コンピュータソフトウェア著作権協会、社団法人 日本レコード協会、社団法人 日本音楽著作権協会、株式会社 日本国際映画著作権協会、株式会社 テレビ朝日、株式会社 テレビ東京、株式会社 東京放送、日本テレビ放送網株式会社、日本放送協会、株式会社 フジテレビジョン「ファイル交換ソフト利用実態調査報告書」より抜粋)

(注3) (社) コンピュータソフトウェア著作権協会等による試算（平成 18 年 10 月に実施）については、<http://www2.accs.jp.or.jp/news/release061128.html> を参照。また、同様に、平成 19 年 9 月に実施した結果については、<http://www2.accs.jp.or.jp/news/release071221.html> を参照。

なお、警察は、Winny 等ファイル共有ソフトを利用した著作権侵害事案をこれまでに 12 件を検挙している。

Winny 等ファイル共有ソフト利用事件の検挙（12 事件：警察庁報告分）

【WinMX】著作権法違反（公衆送信権侵害）：京都府警

- ① 平成 13 年 11 月 28 日、さいたま市在住の専門学校生（20 歳）
- ② 同 上 東京都杉並区在住の大学生（19 歳）

【Winny】著作権法違反（公衆送信権侵害）：京都府警

- ③ 平成 15 年 11 月 27 日、愛媛県松山市在住の無職（20 歳）
- ④ 同 上 群馬県高崎市在住の自営業（副産物）（41 歳）

【Winny】著作権法違反（幫助）：京都府警

- ⑤ 平成 16 年 5 月 10 日、東京都文京区在住の大学助手（33 歳）

【Hotline】著作権法違反（公衆送信権侵害・幫助）：福岡県警

- ⑥ 平成 17 年 2 月 23 日、神戸市灘区在住の会社員（25 歳）他

【Winny】著作権法違反（公衆送信権侵害）：京都府警

- ⑦ 平成 19 年 5 月 18 日、大阪市大正区在住の会社員（29 歳）
- ⑧ 同 上 東京都足立区在住の高専生（17 歳）
- ⑨ 同 上 岩手県盛岡市在住のアルバイト（29 歳）

【Winny】著作権法違反（人格権・公衆送信権侵害）：京都府警

- ⑩ 平成 20 年 1 月 24 日、大阪府泉佐野市在住の大学院生（24 歳）

【Winny】著作権法違反（公衆送信権侵害）：京都府警

- ⑪ 平成 20 年 1 月 24 日、堺市東区在住の会社員（39 歳）
- ⑫ 同 上 兵庫県尼崎市在住の無職（35 歳）

3. 通信トラフィックの実態

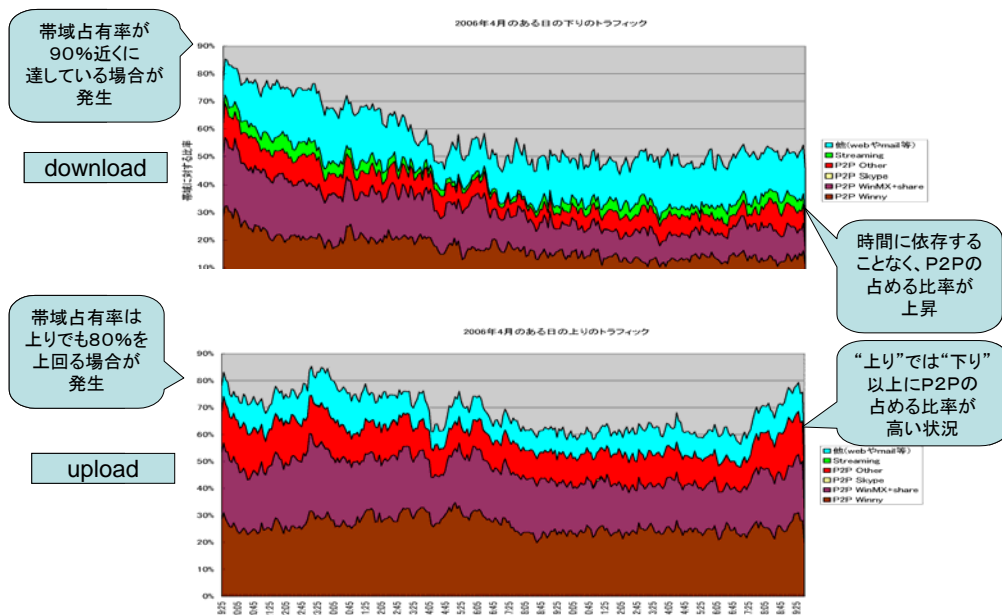
インターネット・サービス・プロバイダ（以下「ISP」という。）によれば、我が国のブロードバンド契約者のダウンロードトラフィックの総量（推計値）は、平成 19 年 5 月時点で 721.7Gbps に達しており、今後もこのペースで増加を続けると、平成 20 年 5 月頃には 1Tbps を超える可能性もある。また、トラフィックには、次のような特徴が見られる。

- ある大手 ISP のデータによれば、トラフィックの帯域占有率が 8 割（上り）～9 割（下り）に達している時間帯があるなど、ネットワークの混雑が発生している。
- トラフィックの内訳を見ると、P2P ベースのファイル共有ソフト

(Winny や WinMX) を利用したトラフィックが半分以上を占めており、他方、動画のストリーミング配信の占める比率は数%にとどまっている。

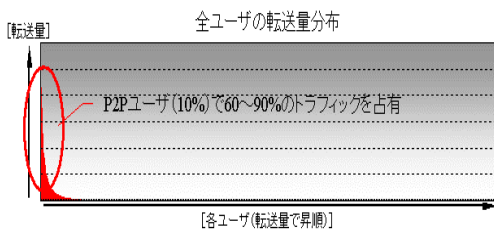
- インターネット利用者の約 1% が帯域の約 60% 以上を占有しているという調査結果もあり、一部において Winny 等ファイル共有ソフトのヘビーユーザーによる帯域占有がネットワークの使い勝手に影響を与えている。

時間帯別のトラフィックの推移(ある大手プロバイダーの例)

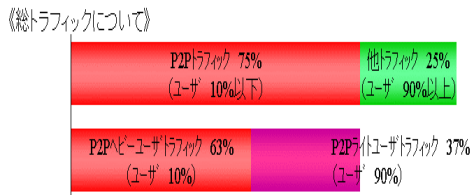


P2Pユーザーのトラフィック利用状況

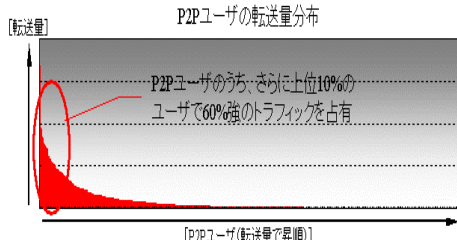
10%のユーザが60~90%のトラフィックを占有



総トラフィックにおけるユーザの分布状況



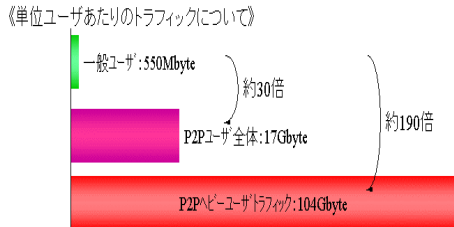
P2Pユーザ(※)の上位10%で60%以上のトラフィックを占有



(※)“P2Pユーザ”とは24時間以内にP2Pトラフィックが1Mbyte以上あったユーザとして測定。

(注)第4回P2P作業部会資料(ぶららネットワークス提供)(P71)(一部抜粋)

ヘビーユーザと一般ユーザでは使用帯域が大幅に違う



測定: 2003/6/30 12:00 ~ 2003/7/1 11:59

(注)ぶららネットワークスは2003年11月からP2P帯域制御を行っているため、制御を行わない状況下のデータとして発表しているのは2003年時のものが最新。

(2007年9月 総務省「ネットワークの中立性に関する懇談会」報告書より)

第 3 章 対応策

インターネット上で横行している Winny 等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害行為に対し、官民が連携してその抑止を目指す取組みの方向性として次のようなものが考えられる。

1. 著作権侵害事犯への対処

広報啓発という国民全体を対象にする対応策（後述）に加え、Winny 等ファイル共有ソフトを用いて著作権侵害を繰り返すなどしている者に対し、個別に働きかけを行うことが必要である。

(1) 著作権侵害事犯への対処方法

Winny 等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害行為を続ける者に対する直接的又は間接的な対処方法としては、著作権法違反が疑われる程度に応じ、次のようなものが考えられる。

ア 確認（警告）メールによる注意喚起活動

著作権団体等は、権利者として又は権利者である会員と協力してインターネット上に流通している著作物の権利侵害について実態把握等を行うとともに、適切なツールを利用し、著作権侵害に係るファイルを Winny 等ファイル共有ソフトを用いて違法に公開している者の IP アドレスを特定する。

次に、著作権団体等は、自らあるいは権利者である会員からの要請に基づき、ISP に対し、著作権侵害者が利用していた IP アドレスを通知し、当該著作権侵害者に違法行為を確認（警告）するメール等の送付を要請する。ISP は確認（警告）メール等を送付し、注意喚起活動を行う。

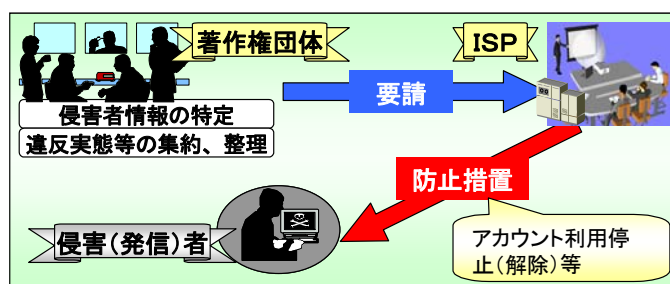
これにより、当該著作権侵害者に対し、侵害事実を認識させることができるとともに、侵害行為を止めさせる効果が期待できる。

イ アカウントの停止等

ISP は、悪質な著作権侵害を確認した著作権団体等からの要請を受け、悪質な侵害者による再発防止措置として、契約約款に基づく侵害（発信）者のアカウントの利用停止（解除）等の措置を講じる。

ウ 損害賠償請求等

著作権団体等における対抗措置として



は、I S P に対し、確認（警告）メールの送付、アカウントの停止について協力を要請するほか、多大な被害を生じさせている者に対し、法律に基づく措置として、

- 差止請求、予防請求（著作権法第 112 条）
- 損害賠償請求（民法第 709 条。損害額の推定（著作権法第 114 条））
- 不当利得返還請求（民法第 703、704 条）

を行う。これらの措置を採った場合には、以後の発生の防止の観点から、結果の広報等を行うことが望ましい。

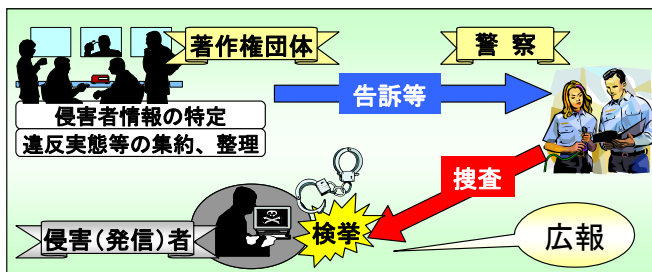
エ 捜査、検挙

Winny 等ファイル共有ソフトを利用した著作権侵害者の中でも特に悪質な侵害者については、著作権団体等は、警察に対し告訴等を行っていく。

検挙結果等については、積極的な広報を実施することで、以後の発生の防止を図って行くことが望ましい。

また、外国のコンピュ

ータを利用した著作権侵害に対処するため、外国捜査機関と著作権侵害に関する情報交換を積極的に進めていく必要がある。



(2) 必要となる措置

ア 手続き等に関する合意

上記（１）ア及びイの措置を採るためには、対象とする事案の範囲、手続等について、あらかじめ著作権団体等と I S P が合意しておかなければならない。また、上記（１）ウ及びエの措置を採るためには、著作権団体等は、著作権侵害者の氏名等を把握することが必要である。このため、著作権団体等が、I S P に侵害（発信）者情報の開示を求めることも想定されるが、この場合、特に、I S P が侵害（発信）者情報を著作権団体等に開示するに当たっては、通信の秘密との関係において慎重な検討を要する面もあることから、後述する協議会において、技術、法律の両面からみた開示の在り方について、著作権団体等と I S P の双方が合意しておく必要がある。

イ 侵害（悪質な違反）実態・情報の集約、整理

著作権団体等が、著作権侵害者に対する損害賠償請求や告訴等の措置を講ずるためには、著作権団体等自身が収集した著作権侵害（悪質な違反）情報や、I S P から提供された侵害（発信）者情報、注意喚起活動の実施状況等

を集約、整理し、侵害された著作権、著作権侵害者に関する実態を明らかにすることが重要である。

ウ 捜査力の向上

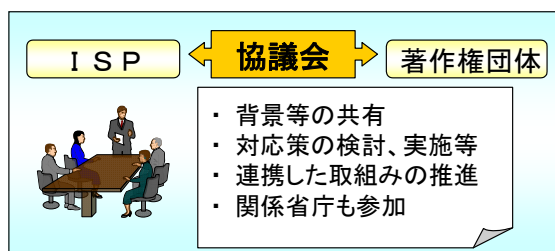
警察は、装備資機材の充実、捜査員相互の経験の共有を図ることなどにより、Winny 等ファイル共有ソフトを用いた著作権法違反容疑事犯への対応能力を向上させる必要がある。

2. 協議会の設置

(1) 協議会の設置の必要性

本報告書における提言内容を踏まえた取組みの具体化や実施の要領、その他の対応策等の検討、実施状況のフォローアップ等を行い、また関係団体等の

間の調整を図り、実質的な連携を確保していくために、当事者である著作権団体等と I S P を主体とし、警察庁等関係省庁をオブザーバとして構成する協議会（仮称）を設置することが望ましい。



(2) 協議会の活動内容等

協議会の活動内容等は、実際に設置された協議会の場において具体的に検討され、決定されるべきものであるが、本報告書における提言の後、可能な限り早い時期に設置の準備に入り、本報告書における提言の実施に向けた検討が行われることが期待される。

検討経過、実施状況については、当会議に対して適宜報告されるとともに、公表されることが望ましい。

3. 国民への広報啓発

Winny 等ファイル共有ソフトを用いた著作権侵害行為についての理解が深まることで、当該著作権侵害行為そのものの減少が図られることが最も望ましい。そのため、次のような点について、広報啓発活動等を積極的に行っていく必要がある。

- Winny 等ファイル共有ソフトの多くは、初期設定で、ダウンロードしたファイルが自動的に公衆送信可能な状態になるものでもあり、著作権が存続するファイル等を、著作権者の許諾なしにダウンロードした場合、違法行為（著作権法違反）になる疑いがあること。
- Winny 等ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害した場合、アカウントの停止、民事訴訟あるいは犯罪捜査の対象となる可能性があること。

また、各団体等独自の広報啓発活動やメディアリテラシー教育等の取組みも踏まえつつ、著作権団体等、ISP、警察庁等関係省庁が連携した取組みを行っていくことも必要である。

4. 対応策全体のイメージ

